

函 教 生

令和 8 年 (2026 年) 9 月 1 日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会生涯学習部長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 事務処理誤りによる個人情報の漏えいについて

(生涯学習文化課 TEL 21 - 3462)

事務処理誤りによる個人情報の漏えいについて

1 概 要

函館市中央図書館において個人情報に記載された「利用者カード交付申込書」（以下「交付申込書」という。）を誤って別人に渡してしまったことが判明した。

2 経 緯

令和8年8月22日（土）、函館市中央図書館（指定管理者：図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体）において、利用者カードの発行手続きを行った利用者Aの交付申込書について紛失したことが判明し、事務室内を搜索していたところ、同日に来館していた別の利用者Bから、図書館職員より渡された書類の中に、別人の交付申込書が混入している旨の連絡があった。

翌日、図書館職員が利用者Bの自宅を訪問し、謝罪のうえで交付申込書を回収し、利用者Aのものであることを確認したことから、その後、市に報告するとともに、利用者Aの自宅を訪問し、経緯を説明のうえ謝罪した。

3 交付申込書に記載された個人情報の内容

氏名，住所，生年月日，電話番号

4 原 因

交付申込書の処理などの個人情報を取り扱う作業は、1件ごと個別に対応し、他の書類と混同しないように取り扱う手順となっていたが、本件については、利用者Aに係る交付申込書の処理中に、利用者Bの対応をし、利用者Aの交付申込書の上に載せて利用者Bの関係書類の処理を行ったため、利用者Bへ返却する書類に利用者Aの交付申込書が混入した。

5 今後の対応および再発防止策

指定管理者に対し、個人情報に記載された書類を扱う際の業務手順の遵守を行うよう指示するとともに、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、適切な管理を徹底するよう改めて指導を行い、再発防止に努める。